

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法

(平成一七年六月二九日法律第七九号)

一、提案理由(平成一七年四月一九日・衆議院国土交通委員会)

北側国務大臣 ただいま議題となりました公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案につきまして申し上げます。

少子高齢化の急速な進行等の社会経済情勢の変化に伴い、子育てしやすい居住環境の整備、高齢者や障害者の地域居住の要請、まちづくりと一体となった良好な居住環境の形成等の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備及び管理を推進する必要があります。

また、三位一体の改革を着実に推進するため、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する国庫補助負担金の改革を推進する必要があります。

これらの必要性を踏まえ、地方公共団体が、自主性と創意工夫を生かして、既存ストックの有効活用を推進するとともに、福祉施策との連携、民間活力の活用を図りつつ、地域の実情に応じた公的賃貸住宅等の整備及び管理を推進することができるよう、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体は、国土交通大臣が策定する基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するための地域住宅計画を作成することができることとしております。

第二に、地域住宅計画に基づき実施される公的賃貸住宅等または公共公益施設の整備に関する事業や、これらと一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を推進するため、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する交付金制度を創設することとしております。

第三に、公営住宅と高齢者向け優良賃貸住宅、グループホーム等の一体的な整備を推進するための公営住宅建てかえ事業の施行要件の緩和、既存ストックの有効活用を推進するための特定優良賃貸住宅の入居者資格に係る認定基準の特例等の措置を講ずることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する

る特別措置法案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告（平成一七年五月一日）

橘康太郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、社会経済情勢の変化に伴い、地域における住宅に対する多様な需要に的確に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、地方公共団体は、国土交通大臣が定める基本方針に基づき地域住宅計画を作成することができること、

第二に、地域住宅計画に基づく事業等に充てるための交付金制度を創設すること等であります。

両案は、去る四月十九日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十二日に質疑に入り、二十六日参考人からの意見聴取を行い、二十七日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年四月二十七日）

（公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平一七法七八）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院国土交通委員長報告（平成一七年六月二二日）

田名部匡省君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案は、国土交通大臣による基本方針の策定、地方公共団体が作成する地域住宅計画に係る交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、公的賃貸住宅の役割と今後の住宅政策、住宅セーフティネットの確保と地域コミュニティの再生、住宅金融公庫及び都市再生機構の財投資金繰上償還と経営改善策、都市再生機構の子会社等への天下り問題、新たな住宅基本法制の整備等について質

疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より、二法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年六月一六日）

（公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平一七法七八）の附帯決議と一括して掲載）